

公募型プロポーザル方式により奈良市企業局給配水管等修繕業務委託事業者を選定するので次のとおり公告します。

令和3年6月9日

奈良市公営企業管理者 池田 修

## 1. 業務概要

### (1)業務名

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託

### (2)業務内容

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり

#### ア 管理業務

- ①受付業務
- ②現場確認業務
- ③申請業務
- ④苦情処理業務
- ⑤工事監理業務

#### イ 修繕工事業務

### (3)履行期間等

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで（5年間）

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、契約日から委託業務開始日までを移行準備期間とします。なお、移行準備期間に関する経費は、受託者の負担とします。

また、契約期間を終えた受託者は、契約期間終了後から令和9年3月31日までの間に、奈良市企業局から資料及びデータの提出を求められた場合、受託者の負担により資料及びデータを作成し、奈良市企業局に提出する必要があります。

### (4)提案見積金額の上限額

#### ア 管理業務費

令和3年10月1日から令和8年9月30日までの5年間（60箇月）

管理業務費の見積金額の上限額 404,000,000円（消費税抜き）

この金額は、契約時の委託料を示すものではありません。また、提案見積金額が、この上限額を超えた場合及び未記入は、失格とします。

#### イ 修繕工事業務費

修繕工事業務費は、出来高支払いとするため、本件の委託料には含まないものと

します。

修繕工事業務費については、修繕モデル標準設計書に対する見積額により決定した請負率により精算します。

精算に使用する単価は、企業局の設計単価によるものとし、また、単価改正に併せて変更する場合があります。

請負率の算定は、各修繕モデルの見積合計額を合計上限額で除して求めます。

なお、各修繕モデルの見積金額の上限及び下限金額は次表のとおりとします。

また、提案見積金額が、この上限金額を超えた場合及び未記入は失格とし、下限金額を下まわった場合は、当該項目の評価は行いません。

## 2. 公募条件

本業務委託は、単体企業又は共同企業体（別途定める「奈良市企業局給配水管等修繕業務に係る共同企業体取扱要領」を参照のこと。）との委託契約とし、プロポーザルに参加できるものは、下記の参加資格に定める要件をすべて満たすものとする。ただし、共同企業体にあつては、その構成員のうち修繕工事業務に携わるものを除き、下記の④、⑧及び⑨の要件は満たさなくてもよいものとする。

### 【参加資格】

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②令和3年6月1日現在、奈良市企業局建設工事入札参加登録名簿又は、奈良市企業局物品購入等入札参加登録名簿に登載されていること。
- ③公募期間において、企業局の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。また、受付後、契約に至るまでの間に、上記に基づく入札参加停止を受けた場合は、契約できない。
- ④奈良市内に本店を有する企業であること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び暴力団と関係を有する者でないこと。
- ⑥次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
  - (a)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申立て。（更生手続き開始の決定を受けている場合を除く。）
  - (b)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立て。（再生手続き開始の決定を受けている場合を除く。）
  - (c)破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは、第19条の規定による破産手続き開始の申立て又は同法附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条若しくは、第133条の規定による破産の申立て。
  - (d)会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て
- ⑦給水人口10万人以上の水道事業者の給配水管等の修繕業務委託を直接契約した実績

があり、次のいずれかの条件を満たすこと。ただし、共同企業体の場合は、構成員の1社以上が条件を満たすこと。

(a) 公告の日から過去5年以内(平成28年4月1日以降)に連続して1年以上の契約実績があること。ただし、本市との契約においては、過去10年以内(平成23年度4月1日以降)とする。

(b) 過去5年以内の同一会計年度内の当該修繕業務委託の受注累積額が18,000千円以上の実績があること。

⑧奈良市企業局指定給水装置工事事業者であること。

⑨建設業法における「土木工事業」、「管工事業」及び「水道施設工事業」の建設業の許可を有していること。ただし、共同企業体の場合は、その構成員のうち修繕工事業務に携わるものの許可を合わせて満たす場合も認める。

⑩共同企業体の構成員は、単独及び他の共同企業体の構成員として本件プロポーザルに参加していないこと。

⑪租税に滞納がないこと。

⑫要求水準書等に掲げる基準を満たす配置予定業務従事者を本業務委託に配置できること。なお、配置予定の業務管理責任者は、届け出すること。また、他の企業の業務管理責任者として、本件プロポーザルに参加していないこと。

### 3. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

①委託契約の締結前に、本件プロポーザルの参加資格を欠く者となった場合

②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)及び刑法(明治40年法律第45号)等に抵触する行為を行った場合

③他の参加者と提案等の内容又はその意思について相談を行った場合

④受託候補者の選定前に、他の参加者に対して提案等の内容を意図的に開示した場合

⑤受託候補者の選定を行う審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥提案書等に虚偽の記載を行った場合

⑦その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

⑧「2. 公募条件」の参加資格に該当していなかった場合

⑨本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

⑩一つの参加申請において、内容が違う複数の業務提案書が提出された場合

### 4. その他

#### (1)参加申請書の提出

##### ア 提出書類

参加申請書等の様式は、奈良市企業局ホームページより、ダウンロードして下さい。

(ホームページのURL <http://www.h2o.nara.nara.jp/>)

イ 提出期限 令和3年6月22日(火) 午後4時

ウ 提出先 「(3)問い合わせ先」のとおり

エ 提出方法

持参、郵送又は信書便とする。

ただし、郵送又は信書便の場合は配達記録が証明できる方法によることとし、提出期限までに到着することとします。また、郵送方法が異なる場合は、受け付けません。なお、郵便事故等については、提出者のリスク負担とします。

オ 提出部数 1部

## (2)募集要項等

奈良市企業局給配水管等修繕業務委託に関する事業者選定に係る公募型プロポーザル募集要項によります。

募集要項及び仕様書等は、奈良市企業局ホームページより、ダウンロードして下さい。

(ホームページのURL <http://www.h2o.nara.nara.jp/>)

## (3)問い合わせ先

奈良市企業局 事業部 水道計画課

所在地 : 〒630-8001 奈良市法華寺町264番地1

電話 : 0742-34-5200 (内線244、251)

F a x : 0742-34-9208

E - m a i l : [suidoukeikaku@city.nara.lg.jp](mailto:suidoukeikaku@city.nara.lg.jp)